

福岡県化学肥料低減対策事業実施要領

(制 定 令和4年10月14日 4経技第3164号)

(一部改正 令和5年4月3日 4経技第7050号)

第1 趣旨

福岡県化学肥料低減対策事業の実施については、福岡県化学肥料低減対策事業費補助金交付要綱（令和4年10月14日付け4経技第3163号。以下「要綱」という。）の定めによるほか、この要領に定めるところによる。

第2 事業実施主体

事業実施主体は、要綱第1条に定める福岡県肥料コスト低減推進協議会（以下、「県協議会」という。）とする。

第3 取組実施者

取組実施者は、肥料価格高騰対策事業実施要領（令和3年12月20日付け3農産第2156号農林水産省農産局長通知。以下「国実施要領」という。）第3の規定に基づく農業者の組織する団体等とする。

第4 事業の内容

県協議会は、別記に基づき、化学肥料の使用量の低減に積極的に取り組む取組実施者に対して、当年の肥料購入費のうち前年からの肥料費上昇分の一部に当たる補助金の交付を行うことを通じて、肥料価格高騰による農業経営への影響を緩和するとともに、ワンヘルスの推進につながる化学肥料使用量の低減を図る。また、事業の円滑な実施に資するため、取組実施者が提出する申請書の審査、取組確認等に係る業務を行う。

第5 補助金の交付額

- 1 知事は、予算の範囲内において、県協議会に対し、本事業の実施に必要な補助金を交付するものとする。
- 2 知事は、県協議会の交付申請見込額の県内の総額が予算を上回る場合には、不公平が生じないように調整を行うものとする。

第6 補助対象経費

- 1 本事業の補助対象経費及び補助率は、別記に掲げるとおりとする。
県協議会は、本事業の会計について、他の事業等の会計と明確に区分し、別表の費目ごとに金額が確認できる証拠書類等を整理すること。
- 2 交付決定額は、補助事業対象経費等の精査により交付申請額から減額することがある。

第7 補助対象としない経費

本事業の実施に必要な経費であっても、以下に掲げるものは補助対象としない。

- 1 県協議会及び取組実施者の運営に係る経費
- 2 本事業を実施するために雇用したものに対して支払う経費のうち、実働に応じた対価として支払う賃金以外の経費
- 3 事業実施期間中に発生した事故又は災害の処理のための経費
- 4 飲食費
- 5 補助金の交付決定前に支出される経費と区分できない経費
- 6 本事業以外の事業に要する経費と区分できない経費
- 7 国及び県が補助する他の事業と重複する経費
- 8 その他本事業を実施する上で必要とは認められない経費及び本事業の実施に要したものとして証明できない経費

第8 取組実施者の募集方法

取組実施者については、県協議会において募集を行うものとする。

第9 事業実施の手続等

事業実施計画書の作成及び事業実施計画書の変更等の手続は、以下のとおりとする。

- 1 事業実施計画書の作成及び変更等
 - (1) 県協議会は、別紙様式第1号に定める事業実施計画書を作成し、要綱第4条に定める実施計画書とともに、知事が別に通知する日までに知事に提出するものとする。
 - (2) 事業実施計画書の重要な変更については、要綱第8条の規定に基づく変更交付申請書の提出をもって、これに代えることができるものとする。
- 2 福岡県化学肥料低減対策事業取組計画書の作成及び変更
 - (1) 取組実施者は、参加農業者が作成する参考様式第2号に定める化学肥料低減計画書が適正であることを確認した上で、参考様式第1-1号に定める取組計画書（以下、「取組計画書」という。）を作成し、県協議会に提出するものとする。

なお、参加農業者は、参考様式第2号の作成にあたっては、国実施要領の参考様式第2号をもって代えることができるものとする。
 - (2) 取組計画書の提出を受けた県協議会は、その内容について審査を行い、取組実施者に別記の第1の1に定める補助金を交付することが適当と認められるときは、採択を決定し、速やかに参考様式第3号により通知するものとする。
 - (3) 取組実施者は、取組計画書について、補助金の増加を伴う重要な変更が生じた場合には、(1)及び(2)に準じて変更の手続を行うものとし、それ以外の変更については、県協議会に届出を行うものとする。
- 3 事業実績の報告

県協議会は、要綱第13条に定める実績報告書を作成するにあたり、事業を実施した時は以下のとおり実績報告書を作成するものとする。

- (1) 県協議会は、取組実施者に対し、参考様式第4号により取組実績報告書を提出させるものとする。
- (2) (1)の提出を受けた県協議会は、その内容が適切なものであることについて、確認を行うものとする。

第10 補助金の返還

1 補助金の返還

県協議会は、補助金の交付を受けた取組実施者が、補助金の交付要件を満たさないことが判明した場合には、以下に掲げる基準により、当該補助金の返還を求めるものとする。

- (1) 交付要件を満たさないことが確認された場合には、交付された補助金のうち、要件を満たさないことが確認された経費の返還を求めるものとする。
- (2) 虚偽申告等の不正や悪質な事案があった場合には、補助金の全部又は一部の返還を求めるものとする。
- (3) (1)及び(2)の返還については、自然災害等の取組実施者の責めに帰さない事情により、取組計画書に定められた取組が行われなかったことが確認できる場合には、その対象としないことができるものとする。

2 返還の手続き

- (1) 県協議会は、取組実施者が補助金を返還する必要がある場合には、知事に速やかに報告するとともに、知事の指示の下、当該取組実施者に速やかに通知し、補助金の返還を求めるものとする。
- (2) (1)により補助金の返還があった場合は、県協議会は当該返還額を県に返還するものとする。
- (3) 県協議会は、1により返還を求める場合には、その請求に係る補助金の受領の日から納付の日までの期間に応じて、法定利率で計算した加算金を請求するものとする。
- (4) (3)により返還を求められた金額を支払わない取組実施者があるときは、県協議会は、期限を指定してこれを督促するものとする。
- (5) 知事は、必要に応じて取組実施者に対し直接補助金の返還を求めることができるものとする。

第11 事業成果の報告

要綱第14条に定める事業成果報告書を作成の手続は、以下のとおりとする。

- 1 県協議会は、事業成果報告書の作成にあたり、取組実施者に対し、参加農業者が作成する参考様式第6号に定める化学肥料低減実施報告書をもとに、参考様式5-1号に定める取組実施状況報告書を作成させ、提出させるものとする。
- 2 1の提出を受けた県協議会は、その内容について確認を行うものとする。
その際、取組実施者の5%程度を抽出し、化学肥料の使用量の低減の取組が適

切に行われ、その内容が正しく報告されているかの現地確認を行うものとする。

- 3 2の確認を円滑かつ適正に行うため、県協議会は、取組実施者に対し、化学肥料の低減の取組に関する記録を保存するよう指導しなければならない。
- 4 知事は、本事業の実施効果等について、必要があると判断した場合には調査を実施できるものとする。この際、県協議会及び取組実施者は、知事の求めに応じ、調査に協力するものとする。

第12 取組の中間報告等

- 1 県協議会は、取組実施者に対し、参考様式第7号により、令和5年12月末日までに取組中間報告書を提出させるものとする。
- 2 1の提出を受けた県協議会は、その内容が適切なものであることについて確認を行うものとする。

第13 証拠書類の保管

- 1 取組実施者は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、県協議会又は知事から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。
 - (1) 別記の第1の1の取組を実施したことが確認できる書類（土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）
 - (2) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（発注書（予約注文書を含む。）、購入明細書、振込明細書、契約書、見積書、請求書、納品書、領収書等）
- 2 県協議会は、以下に掲げる書類を作成又は収集し、補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管するとともに、知事から求めがあった場合には、その書類又はその書類の写しを提出しなければならない。
 - (1) 本事業を実施したことが確認できる書類（業務日誌等）
 - (2) 取組実施者から提出された書類
 - (3) 取組実施者への指導監督に係る書類
 - (4) 取組実施者への補助金交付を証明する書類（振込明細書等）
 - (5) 補助金の交付額算定の根拠となる書類（給与振込明細書、契約書、見積書・請求書、納品書、領収書等）

附 則

(施行期日等)

- 1 この要領は令和4年10月14日から施行し、令和4年度の補助金に適用する。
- 2 この要領は令和5年4月3日から施行し、令和5年度の補助金に適用する。

別記

第1 事業の内容

1 化学肥料低減対策事業

(1) 取組要件

(3) の補助金の交付を受ける参加農業者にあつては、化学肥料の使用量低減に向けた取組として、令和4年度又は令和5年度において以下の項目のうち3つ以上の項目に取り組むものとする。その際、前年までに行っている取組を強化することも、これに含めるものとする。

ただし、前年までにすでに3つ以上の取組を行っており、これを継続する場合には、1つ以上の項目に新たに組み、又は前年までに行っている取組のいずれか1つ以上を強化するものとする。

ア 土壌診断による施肥設計

イ 生育診断による施肥設計

ウ 地域の低投入型の施肥設計の導入

エ 堆肥の利用

オ 汚泥肥料の利用（下水汚泥等）

カ 食品残渣など国内資源の利用（エ、オ以外）

キ 有機質肥料（指定混合肥料等を含む）の利用

ク 緑肥作物の利用

ケ 肥料施用量の少ない品種の利用

コ 低成分肥料（単肥配合を含む）の利用

サ 可変施肥機の利用（ドローンの活用等を含む）

シ 局所施肥（側条施肥、うね立て同時施肥、灌注施肥等）の利用

ス 育苗箱（ポット苗）施肥の利用

セ 化学肥料の使用料及びコスト低減の観点からの施肥量・肥料銘柄の見直し（アからスまでに係るものを除く。）

ソ その他県協議会が国実施要領別記3の第2の1の(2)に基づき認定する技術等（以下、「地域特認技術」という。）の利用

タ その他県協議会が化学肥料の使用量の低減効果を有すると認める技術等（以下、「県独自技術」という。）の利用

(2) 県独自技術の認定方法

前号タに定める県独自技術は、県協議会が認定するものとする。

(3) 補助金の額の算定方法

① 農業者ごとの補助金の額の算定は、次のとおり行うものとする。

補助金の額＝（当年の肥料費－前年の肥料費）×0.15

前年の肥料費＝当年の肥料費÷高騰率÷0.9

② 当年の肥料費とは、令和4年6月から令和5年3月までの間に適用された価格で農業者に販売された又は販売されることが確実と見込まれるものであつて、当該農業者が自ら使用する肥料の代金をいう。

なお、やむを得ない理由により、上記期間中に必要な肥料の確保が困難な場合は、国実施要領の規定を準用できるものとする。

③ 高騰率は、国実施要領別記3の第2の2(3)の規定に基づくものとする。

2 化学肥料低減対策推進事業

化学肥料低減対策推進事業において実施することができる内容は、以下に掲げるものとする。

(1) 推進及び指導

県協議会は、対策事業の概要及び対策事業の実施等に必要な事項について周知徹底を図るとともに、当該事業の適切な実施に向け、取組実施者に対し、指導や助言等を行う。

(2) 交付事務

県協議会は、取組実施者から提出された申請書等の審査や取組実施者に対する補助金の交付等に係る事務を行う。

(3) 実施確認

県協議会は、補助金の交付の対象となる取組について、取組実施者から提出された書類により実施確認を行うとともに、必要に応じて現地確認を行う。

(4) その他必要な事項

(1) から (3) までの取組のほかに、事業の推進に必要な取組を行う。

第2 補助対象経費

1 第1の1の補助対象経費は、取組実施者に対する補助金に限るものとする。

2 第1の2の補助対象経費は、別表に掲げる賃金等及び委託料に限るものとする。

第3 補助率

県協議会への補助率は、定額とする。

別表

費目	細目	内容	注意点
賃金等		・本事業を実施するため直接必要な業務を目的として、雇用したものに対して支払う実働に応じた対価（日給または時間給）及び通勤に要する交通費並びに雇用に伴う社会保険料の事業費負担経費	・賃金については、「補助事業等の実施に要する人件費の算定等の適正化について（平成22年9月27日付け22経第960号農林水産省大臣官房経理課長通知）」に定めるところにより取り扱うものとする。 ・賃金の単価の設定根拠となる資料を添付すること。 ・雇用通知書等により本事業にて雇用したことを明らかにすること。
委託費		・本事業を効率的に実施するために行う、事務の一部（申請書の記載確認、とりまとめ等）を他の者に委託するために必要な経費	

(注) 1 補助対象経費は、本事業の対象として明確に区分できるもので、かつ、証拠書類によって金額等が確認できるもののみとする。なお、その経理に当たっては、費目ごとに整理するとともに他の事業等の会計と区分することとする。